

三世帯同居等

支援事業

補助金の ご案内



市では、親および子の世帯のいずれかまたはその全部が市外から転入し、三世帯で同居・近居をする方に住宅取得費用の一部を補助します。(対象要件を緩和しました)
※近居(①②のいずれか)
①それぞれの世帯が市内に居住すること
②一方の世帯が長生郡内に居住し、交付対象の世帯が市内に居住すること

◆**対象者**
三世帯で同居・近居する目的で市内に住宅を新築、増築、購入する方で、次の条件に該当する方。(詳しくはお問い合わせください)
①市外から転入する方
②申請日前1年の間に茂原市に居住していない方
③3年以上三世帯で同居・近居をする方

④市税等の滞納がない方
◆**補助金額**
工事または売買金額の1/2のうち

①新築・購入：最大100万円
②増築：最大50万円
◆**申込期間**
4月1日(月)～予算額に達するまで

※必ず契約の前にお申し込みください。

◆**申込先** 建築課(8階)
※申請書類等は、建築課窓口で配布または同課ウェブページからダウンロード可。

お問い合わせは、
建築課(8階)
☎(20)1588、FAX(20)1606へ。

国民年金保険料

前納割引制度を ご利用ください

国民年金保険料は1ヵ月ごとに納付していただきますが、2年分や1年分、半年分をまとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます。
前納する場合は、日本年金機構から送られる納付書に前

納用の納付書も同封させていただきますのでご利用ください。
ただし、2年前納を利用するには、年金事務所への申し込みが必要です。

平成31年度国民年金保険料額

下表の金額は納付書払いの場合(口座振替にするとさらに割引されます)

	定額保険料額	付加込み保険料額
毎月払い	16,410円	16,810円
6ヵ月前納(割引額)	97,660円(800円)	100,040円(820円)
1年前納(割引額)	193,420円(3,500円)	198,130円(3,590円)
2年前納(割引額)	380,880円(14,520円)	390,130円(14,870円)

※付加込み保険料…国民年金の定額保険料に付加保険料400円を上乘せし納めることで、受給する年金額を増やせます。
200円×[付加保険料納付月数]が老齢基礎年金の年額に加算されます(要申込)。

お問い合わせは、
国保年金課(2階)
☎(20)1503、FAX(20)1600
千葉年金事務所
☎043(242)6320へ。

ご利用ください！ 市民活動支援センター

市では、地域におけるまちづくりの担い手(自治会、市民活動団体、地域まちづくり協議会等)のさらなる支援を図るため、「市民活動支援センター」を設置しました。

すでに活動している方だけでなく、これから活動を始めたい方も、情報の共有や交流、相談などにご利用いただけます。お気軽に、足をお運びください。

- ◆**場所** 市庁舎2階生活課内
- ◆**内容** 情報コーナー、交流スペース、キッズコーナー等
(コイン式コピー機、無線LAN等は準備中)

★愛称募集！

市民活動支援センターの親しみやすい愛称を募集します。

- ◆**応募資格** 市内在住・在勤・在学者
- ◆**募集締切** 5月7日(当) (当日消印有効)
- ◆**表彰** 最優秀賞1点、優秀賞2点
- ◆**応募方法** 愛称とその名付け理由、住所、氏名を明記の上、窓口、はがき、FAXまたはメールで提出
(1人につき応募は1点まで)



応募・お問い合わせは、生活課(2階) ☎297-8511 茂原市道表1
✉seikatu@city.mobara.chiba.jp、☎(20)1505、FAX(20)1600へ。